

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		支援を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護-看護職員の数に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が整備されていない場合	単独型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活相談員配置等加算	生活相談員配置等加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《後発型加算》	要支援1 (474 単位)												
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 《多床型》	要支援1 (474 単位) 要支援2 (499 単位)												
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《後発型加算》	要支援1 (446 単位)												
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援1 (446 単位) 要支援2 (471 単位)												
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 《ユニット型加算》	要支援1 (495 単位) 要支援2 (574 単位)	×97/100	×70/100	×70/100									
		(二) 経過型単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 《ユニット型加算の多床型》	要支援1 (595 単位) 要支援2 (574 単位)												
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 《ユニット型加算》	要支援1 (523 単位) 要支援2 (593 単位)												
		(二) 経過型併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 《ユニット型加算の多床型》	要支援1 (523 単位) 要支援2 (593 単位)												
ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)													
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)													
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計												
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)													
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)													
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)													
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)													
ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計												
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)													
※ 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。															